

佐賀県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第三十三号

佐賀県営住宅条例の一部を改正する条例

佐賀県営住宅条例（平成九年佐賀県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「老人」を「高齢者」に、「令第六条第一項」を「規則」に、「老人等」を「高齢者等」に改め、同項第二号イ中「令第六条第四項」を「規則」に、「令第六条第五項第一号に規定する金額」を「二十一万四千元」に改め、同号口中「令第六条第五項第二号に規定する金額」を「二十一万四千元（当該災害発生の日から二年を経過した後にあっては、十五万八千元）」に改め、同号八中「令第六条第五項第三号に規定する金額」を「十五万八千元」に改め、同条第二項中「老人等」を「高齢者等」に改める。

第七条第二項中「老人等」を「高齢者等」に改め、「なお、」を削る。

第四十八条中「老人等」を「高齢者等」に改め、同条第二号イ中「令第六条第四項」を「規則」に、「住宅地区改良法施行令（昭和三十五年政令第百二十八号。以下「改良令」という。）第十二条の規定により読み替えて準用される令第六条第五項第一号に規定する金額」を「十三万九千元」に改め、同号口中「改良令第十二条の規定により読み替えて準用される令第六条第五項第二号に規定する金額」を「十一万四千元」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

佐賀県営住宅条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第六条 県公営住宅に入居することができる者は、次の各号（高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次項、次条第二項及び第四十八条において「高齢者等」という。））であつては第二号から第五号まで、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十一条に規定する被災者等にあっては第三号及び第五号）に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 その者の収入がイ、ロ又はハに掲げる場合に応じ、それぞれイ、ロ又はハに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>イ 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定める場合 二十一万四千円</p> <p>ロ 県公営住宅が、法第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚災害^じに対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二十二條第一項の規定による国の補助に係るもの又は法第八条第一項各号のいずれかに該当する場合において県が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 二十一万四千円（当該災害発生の日から三年を経過した後にあつては、十五万八千円）</p> <p>ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 十五万八千円</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第六条 県公営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第六条第一項で定める者（次項、次条第二項及び第四十八条において「老人等」という。））にあつては第二号から第五号まで、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十一条に規定する被災者等にあっては第三号及び第五号）に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 その者の収入がイ、ロ又はハに掲げる場合に応じ、それぞれイ、ロ又はハに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>イ 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして令第六条第四項で定める場合 令第六条第五項第一号に規定する金額</p> <p>ロ 県公営住宅が、法第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚災害^じに対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第五十号）第二十二條第一項の規定による国の補助に係るもの又は法第八条第一項各号のいずれかに該当する場合において県が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 令第六条第五項第一号に規定する金額</p> <p>ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 令第六条第五項第三号に規定する金額</p>

改正後	改正前
<p>三〽五略</p> <p>2 高齢者等（前項第一号の条件を具備する者を除く。）の入居を認める県公営住宅の規格は、その住戸専用面積が五十五平方メートル以下の規模の住宅とする。ただし、これにより難い場合には、知事が別に定める規格の住宅とすることができる。</p> <p>（入居者資格の特例）</p> <p>第七条 略</p> <p>2 前条第一項第二号ロに掲げる県公営住宅の入居者は、同項各号（<u>高齢者等</u>）にあつては、同項第二号から第五号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から三年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>（入居者の資格）</p> <p>第四十八条 県改良住宅に入居することができる者は、改良法第十八条の規定により入居する場合を除き、次の各号（<u>高齢者等</u>）にあつては第二号から第五号まで、被災市街地復興特別措置法第二十一条に規定する被災者等にあつては第三号及び第五号）に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 その者の収入がイ又はロに掲げる場合に 一 応じ、それぞれイ又はロに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>イ 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定める場合 十三万九千円</p>	<p>三〽五略</p> <p>2 老人等（前項第一号の条件を具備する者を除く。）の入居を認める県公営住宅の規格は、その住戸専用面積が五十五平方メートル以下の規模の住宅とする。ただし、これにより難い場合には、知事が別に定める規格の住宅とすることができる。</p> <p>（入居者資格の特例）</p> <p>第七条 略</p> <p>2 前条第一項第二号ロに掲げる県公営住宅の入居者は、同項各号（<u>老人等</u>）にあつては、同項第二号から第五号まで）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から三年間は、<u>なお</u>、当該災害により住宅を失った者でなければならない。</p> <p>（入居者の資格）</p> <p>第四十八条 県改良住宅に入居することができる者は、改良法第十八条の規定により入居する場合を除き、次の各号（<u>老人等</u>）にあつては第二号から第五号まで、被災市街地復興特別措置法第二十一条に規定する被災者等にあつては第三号及び第五号）に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 その者の収入がイ又はロに掲げる場合に 一 応じ、それぞれイ又はロに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>イ 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして令第六条第四項で定める場合 <u>住宅地区改良法施行令（昭和三十三年政令第二百二十八号。以下「改良令」という。）第十二条の規定により読み</u></p>

<p>改正後</p>	<p>三 五 略</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合 十一万 四千元</p>
<p>改正前</p>	<p>三 五 略</p> <p>替えて準用される令第六条第五項第一号に規定する金額</p> <p>ロ イに掲げる場合以外の場合 改良令第十二条の規定により読み替えて準用される令第六条第五項第三号に規定する金額</p>